

様式第10号(第12条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎を
発するおそれのある行為の届出書

		令和 年 月 日	
黒川消防署長 殿		届出者 宮城県黒川郡大郷町	
		住所 _____	
		氏名 _____	
		電話 _____ - _____	
発生予定日時	日	自 年 月 日 時	自 午前・後 時 分
	付	至 年 月 日 時	至 午前・後 時 分
発生場所	宮城県黒川郡大郷町		
燃焼物品 名及び 数 量			
目的			
その他必要な 事項	消防団待機・消火器準備・バケツ準備・その他（ ）		
* 受付欄		* 経過欄	

備考

- この様式の大きさは、日本工業規格A3とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所名を記入すること。
- *印の欄は記入しないこと。
- その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。

火煙発生場所概略図

遵守事項

- 延焼の恐れのある場所では焼却をしないこと。
特に、森林近くで焼却する場合は、枯草等を除去して、10メートル以上の防火帯を設けてから焼却すること。
- 乾燥時、強風時には焼却をしないこと。
(同上の注意報が発令された時は黒川消防署から連絡しますので中止すること。)
- 常時、人が付き添い監視のもとで焼却すること。
- 水バケツ、消火器等の消火器具を準備し焼却すること。
- 一度に多量の物を燃やさず、少量に分けて燃やすこと。
- 残火、取灰を完全に消火すること。
(夜間時に再燃した際には消火してもらい場合もあります。)
- 道路付近で燃やす場合は、交通の障害とならないよう風向きを考慮して燃やすこと。
- 日時に変更がある際は、再度消防署に連絡すること。
- 日没前に焼却を完了して、消火をすること。

以上のことを遵守し焼却を行います。

氏名 _____

野外焼却禁止のお知らせ

野外焼却は 一定の例外を除いて全面禁止

違反した場合には、5年以下の懲役、1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金が科せられる場合があります。

また、県等の発注する工事等の指名停止措置を受けたり、廃棄物処理業や建設業の許可取消・営業停止などの行政処分を受けることがあります。

= 例外 =

1 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

- 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却

2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

- 家畜伝染病予防法に基づく患畜又は疑似患畜の死体の焼却
- 森林病虫害等防除法による駆除命令に基づく森林病虫害の付着している枝条又は樹皮の焼却など

3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

- 政令で定める廃棄物の焼却とは

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

～詳しいことは、最寄りの保健所などにお問い合わせください。～

※野焼きについて

いわゆる野焼き（処理基準に従って行われない廃棄物の焼却）は、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で禁止されています。

ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却は野焼きと同じです。付近の住民の方にも迷惑をかけますので、やめましょう。

～宮城県（循環型社会推進課）ホームページから資料引用～